

令和6年(フ)第324号

破産者 株式会社飛鳥商事

第3回債権者集会報告書

令和7年10月7日

盛岡地方裁判所 御中

破産管財人 日 高 拓 郎

TEL 0197-65-6432

FAX 0197-65-6433

第1 負債の状況(破産申立時点において把握していた債務額であり未確定。)

負債合計：約36億3200万円

(内訳)

- 1 公租公課：約3360万円(消費税, 社会保険料, 固定資産税, 労働債権など。)
- 2 労働債権：約9590万円
- 3 その他：約35億250万円

第2 破産財団の経過及び現状

- 1 頭書破産事件について、破産財団の現況は、財産目録及び収支計算書のとおりである。次回第4回債権者集会までに換価できない財産については財団から放棄する予定である。
- 2 以下、破産者名義の不動産について特に述べる。

(1) 借地上の破産者名義建物

ユニオン山田, ユニオン宮古(いずれも借地上の建物であり担保物件。)

開始決定以降売却先の探索が行われてきたが、難航している。ユニオン宮古については希望者がおり若干の可能性は残るが、ユニオン山田については現状では財団から放棄せざるを得ない。

(2) 矢巾町所在の自己所有土地（担保物件であり賃借会社名義の建物あり。

賃料は差押済み。）

土地の賃借会社（令和7年5月22日付破産手続開始決定）の破産管財人と協力し、令和7年9月19日付で土地と賃借会社名義の建物を一括で売却した。

(3) 滝沢市内の倉庫・事務所（担保物件）

倉庫内に大量の不要物（ラジウム石など）が存在し、これらを除去しなければ利活用が困難である。老朽化も進んでおり現実的に換価は困難である。

(4) その他の自己所有不動産（一部は担保物件。）

換価の可能性が低いことからやむを得ず放棄する予定である。

第3 労働者健康安全機構に関する未払賃金立替制度利用手続（計107名分）

破産手続開始決定以降、未払給与額の計算、元従業員107名に対する確認・問合せ対応、同機構への事前照会・事前審査などを含む業務を行っている。

現時点で内102名については労働者健康安全機構による立替払いが実施なされている。

第4 配当の見込み

一般破産債権よりも優先的に支払うことになる①公租公課や労働債権、借地に関する地代相当額などの財団債権及び②優先的破産債権に相当する労働債権が相当額に及ぶことが予想されるところ、これらを上回る額の破産財団を形成することは困難な状況である。よって、第1回債権者集会時の報告と同様、現時点でも一般破産債権者に対する配当の見込みはない。

第5 今後の方針

引続き換価に努めるとともに、財団債権の支払いを実施する。

以上

添 付 資 料

1. 財産目録
2. 収支計算書
3. 預金通帳の写し